議案第９１号及び議案第９２号の参考資料

特 別 職 報 酬 等 改 定 案

１　議長等の議員報酬の月額及び市長等の給料月額

⑴　議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員

	議長	副議長	常任委員会委員長	議会運営委員会委員長	議員
現　行	542，000円	470，000円	458，000円	458，000円	450，000円
改定案	548，000円	475，000円	463，000円	463，000円	455，000円
改定額	６，０００円	５，０００円	５，０００円	５，０００円	５，０００円
改定率	１．１１％	１．０６％	１．０９％	１．０９％	１．１１％

⑵　市長、副市長及び教育長

	市長	副市長	教育長
現　行	９２０，０００円	７７６，０００円	７１８，０００円
改定案	９４５，０００円	７９６，０００円	７３３，０００円
改定額	２５，０００円	２０，０００円	１５，０００円
改定率	２．７２％	２．５８％	２．０９％

２　期末手当の支給割合

議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員

市長、副市長及び教育長

	６月期	１２月期	総支給割合
令和５年度（現　行）	２．２０月	２．２０月	４．４０月
令和５年度（改定案）	２．２０月	２．３０月	４．５０月
令和６年度以降（改定案）	２．２５月	２．２５月	４．５０月

備考　適用年月日は、令和５年１２月１日からとする。ただし、令和６年度以降の期末手当については、令和６年４月１日からとする。